最終更新日:2021年6月28日
阿波製紙株式会社
代表取締役社長　三木 康弘
問合せ先:経営管理部経営企画室　088-631-8101
証券コード:3896
https://www.awapaper.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、仕入・販売先、株主、地域社会、従業員等のステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行い、経営の活力を増大させることを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<補充原則1-2-4>
当社は、機関投資家、外国人株主比率等を勘案しながら議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を引き続き検討いたします。
<補充原則2-6>
当社は、企業年金基金制度はありません。企業型確定拠出年金制度を導入しております。
<補充原則3-1-2>
当社は、英語での情報の開示・提供は今後の海外投資家の比率をみて引き続き検討いたします。
<補充原則4-3-2>
当社は、任意の指名委員会を設定しておりませんが、取締役会において代表取締役に求められる資質を十分検討した上で選任しております。
<補充原則4-3-3>
当社は、現在、代表取締役社長を解任するための具体的な評価基準や選任手続きを確立しておりません。現状の年1回の選任手続きで十分と判断しております。
<補充原則4-10-1>
当社は、独立した指名委員会、報酬委員会に代えて、指名、報酬等の特に重要な事項に関しては、事前に社外取締役と代表取締役との会合を行い決定しております。
<補充原則4-11> <補充原則4-11-1>
当社は、定款で取締役総数を10名以内としております。当社はグローバルに企業活動を展開しており、取締役の選出に関する内規を基に、知識・経験・能力を勘案し、取締役会として迅速果敢な意思決定とリスク管理のバランスが取れるよう候補者を決定しております。
取締役会は、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、海外勤務経験豊富な取締役を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されていると判断しております。ジェンダーに関しては、適切な取締役候補者を見つけられておりません。
個々の監査役（3名）には、財務・会計・法務に関する適切な知見を有している者が選任されております。特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されております。
取締役会は、社外取締役・社外監査役からの提言を踏まえ、機能の向上を図っていると判断しております。また取締役会の一層の機能向上のため、実効性に関する分析・評価を実施しております。
(詳細は4-11-3)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4>
当社は、政策保有株式の保有方針と議決権の行使基準を次のように定め、コーポレートガバナンス方針第7条に記載しております。
政策保有に関する方針
当社は、配当等のリターンに加え、中長期的な観点からの取引関係の維持・強化を図り当社の企業価値向上につなげるために必要最低限の株式保有を行います。政策保有株式は、毎年1回取締役会において、保有目的の適切性、リスク、配当利回りに対する資本コストの比較等により保有の適否を検証し、合理性及び必要性が認められない場合には、売却等による縮減を行います。
政策保有株式に係る議決権の行使基準
当社は、議決権の行使に際しては、投資先企業の状況を踏まえて各議案の内容を精査し、当社の企業価値及び保有する株主価値の向上に資するかどうかを判断したうえで議決権を行使します。
コーポレートガバナンス方針は当社ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)に掲載しております。
<原則1-7>
当社は、コーポレートガバナンス方針第9条に記載のとおり、子会社や主要株主等との関連当事者間取引については、透明性を確保するため、取締役会での決議を要することとしており、付議に際しては社外取締役の意見を聞き、十分な審議を行うものとしております。
関連当事者間の取引については、会社法、金融商品取引法等に従い適切に開示しております。
コーポレートガバナンス方針は当社ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)に掲載しております。
<原則3-1>
（1）経営理念及び2021年度から2023年度までの3年間を対象とする中期経営計画を当社ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)にて開示しておりますのでご参照ください。
（2）コーポレートガバナンスに関する考え方と方針を「コーポレートガバナンス方針」としてまとめ、当社ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)にて開示しておりますのでご参照ください。
（3）コーポレートガバナンス方針第21条に記載しておりますのでご参照ください。
（4）コーポレートガバナンス方針第18条、第24条、第26条に記載しておりますのでご参照ください。
（5）コーポレートガバナンス方針第18条、第24条、第26条に記載しておりますのでご参照ください。定時株主総会参考書類に、各取締役候補者の略歴や地位・担当に加え、各個人別に知識・経験等の説明を記載しており、当社ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)にて開示しておりますのでご参照ください。

<補充原則4-1-1>
取締役会は、法令や定款に定めのある事項や取締役会規程及び取締役会付議事項に定められた事項について決議をしております。取締役会で審議すべき事項は法定事項や経営上の重要な事項からなっております。その他稟議規程に基づき代表取締役社長決裁を基本として、各業務担当取締役にも権限を委譲しております。
<原則4-9>
社外役員の選任及び独立性に関する基準を策定し、ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)に掲載しております。
取締役会は、経営の一層の透明性や健全性を高めるため、上記基準に加えコーポレートガバナンス方針第17条に記載の「当社の独立社外取締役は、その独立性の立場を踏まえ、業務執行の監督及び助言機能ならびに利益相反の監督機能を果たすとともにステークホルダーの意見を取締役会に反映させることを主たる役割とする」ことを果たせる人材であるかも確認し、独立社外取締役候補者の選定を行うこととしております。
コーポレートガバナンス方針は当社ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)に掲載しております。
<補充原則4-11-2>
取締役・監査役は兼務がありますが、当社の経営に支障のない合理的な範囲となっております。その主な兼任状況は事業報告、株主総会参考書類で開示しております。
<補充原則4-11-3>
当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について
当社取締役会は、取締役会全体が適切に機能しているかを検証し、課題認識と機能向上を図るため、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。その方法及び結果の概要は以下のとおりです。
(1) 実効性評価の方法
前年と同様の事項について、すべての取締役・監査役にアンケートを配布し、評価・コメントを記入する方法により実施しました。本回答の集計結果に基づき当社取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。
アンケート内容 (全21項目)
a. 取締役会の構成について (2項目)
b. 取締役会の運営について (9項目)
c. 取締役会の審議内容について (4項目)
d. コーポレートガバナンス・コード関連項目(4項目)
e. 総括 (1項目)
f. 課題への対応 (1項目)
(2) 分析及び評価結果の概要
分析及び評価の結果、項目により検討すべき点はあるものの概ね実効性は保たれていると判断いたしました。役員の評価が低く、検討を要すると考える2項目については、下記のとおりです。
a. 運営面での課題
重要な案件について、社外役員が短時間で理解ができ、経営判断や議論を行うに十分な資料が提供できていない。
(改善策)
・議案の年間スケジュールを決定し期日管理を行うとともに、社外取締役、社外監査役に取締役会の3日前までに議案の提出を行う。
・事務局は、最終責任部署として各部署に社外役員や株主の目線での資料作成を依頼し、確認を行う。
b. 審議内容の課題
中期経営計画の進捗など重要な経営戦略課題について十分かつ深い審議が不十分である。
(改善策)
・中期経営計画については、重要項目を中心に四半期毎に取締役会で報告し、課題については都度審議を行う。
<補充原則4-14-2>
当社は、コーポレートガバナンス方針第27条において取締役・監査役に対するトレーニングの方針を次のように定めております。
取締役・監査役はその役割を果たすために当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。当社は必要に応じ、会社の費用負担により取締役・監査役に対するトレーニングを実施する。
コーポレートガバナンス方針は当社ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)に掲載しております。
<原則5-1>
当社は、コーポレートガバナンス方針第29条においてIR活動の方針を次のように定めております。
当社は、経営管理部を主管部署としてIR活動を行い、株主・投資家等に対し、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実させる。当社の経営戦略等を的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家等からの信頼と適切な評価を得ることを目指す。またIR活動を通じて収集した有用な意見、要望については、経営会議や取締役会において討議を行うなど、企業価値の向上に役立てる。
コーポレートガバナンス方針は当社ホームページ(https://www.awapaper.co.jp/)に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社徳応舎	2,020,000	20.24
三木産業株式会社	1,046,100	10.48
株式会社日伸	800,000	8.02
三木　富士彦	617,192	6.19
株式会社マーレフィルターシステムズ	413,600	4.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	314,900	3.16
三木　康弘	305,003	3.06
株式会社阿波銀行	296,970	2.98
東京濾器株式会社	288,000	2.89
丸紅株式会社	220,875	2.21

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松重和美	学者											
國原惇一郎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松重和美	○	―――	松重和美氏は、大学教授・学長としての豊富な学識経験と高い見識を活かし、客観的な視点から経営全般に対し助言・提言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社との取引関係はなく、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

國原惇一郎	○	―――	國原惇一郎氏は、経営者として中期経営計画の策定や財務体質の強化･収益力の向上など企業統治･経営企画分野全般に携わるなかで培われた高い見識と豊富な経験を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から経営全般に対して提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社との取引関係はなく、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と、監査体制、監査計画、監査実施状況等について定期的に会合を持つ他、適宜意見･情報の交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化を図っております。
また、監査役は、内部監査部門である内部監査室と連携して監査を実施し、随時意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岸　宏次	税理士													
内田　善久	他の会社の出身者							△						
工藤　誠介	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸　宏次	○	―――	岸宏次氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、会計の専門家としての職業倫理と専門能力に高い監査機能が期待されることから、これらが監査体制の強化に資するものと判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社との取引関係はなく、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
内田　善久		1980年4月株式会社阿波銀行入行、2009年6月同行常勤監査役に就任し、2014年6月に退任いたしました。2014年6月阿波銀保証株式会社代表取締役社長に就任し、2018年6月に退任後、同時に七福興業株式会社(現 七福トータルサポート株式会社)代表取締役社長に就任し、2020年6月の退任を経て、2021年6月に取締役を退任いたしました。 株式会社阿波銀行と当社の間には、借入等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、当社とは独立した視点をもって職務を遂行できるものと判断しております。	内田善久氏は、金融機関で培われた高い見識に加え、監査役や企業経営者としての豊富な経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査いただくことに適任であると判断しております。また、その経験を活かし高い監査機能が期待されることから、これらが監査体制の強化に資するものと判断し、社外監査役に選任しております。
工藤　誠介	○	―――	工藤誠介氏は、長年にわたる公認会計士として培われた財務･会計に関する専門的な知識や豊富な経験に加え、他社の社外監査役としての企業経営の知見や経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、社外監査役に選任しております。同氏は、当社との取引関係はなく、当社の主要株主、主要な取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック･オプションを付与する制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック･オプションとして新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。
なお、2020年度における取締役7名に対する報酬等は、86百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。
a. 基本方針
取締役の報酬は、経営理念に沿って、継続的な企業価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの動機づけとしてふさわしいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。
b. 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の現金報酬とする。基本報酬の金額は、業績の結果および予想、役位、職責を基に、業界や同規模の他社の水準、社会情勢等を総合的に勘案して決定する。
c. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針
取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、業務執行を担う取締役に株式報酬型ストック・オプションを原則として毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて、取締役会において決定する。
d. 基本報酬の額および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同規模の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬を8割以上とする。
e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項
取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会の決議により全ての権限を委任された代表取締役および独立社外取締役が協議の上で決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対しては、常勤監査役が取締役会の開催前に上程議案の事前説明を行い、重要な事項等に関して意見交換や、社内の現況報告を行う等、十分な情報提供を行っております。また、社外取締役が取締役会に参加し、経営監督機能を発揮するためには、充実したサポート体制が必要であると考えていることから、取締役会の開催に先立ち、上程議案の資料を提供し事前説明を行うことにしております。必要に応じて、上程議案のより詳細な説明を担当取締役から行う場を確保する体制を整えてまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役は6名体制で社内取締役4名、社外取締役2名となっております。経営環境の変化に対する機動性を高めるため、任期を1年とし、また経営の合理化及びスピード化を図るため、原則として毎月定例の取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の年度計画の進捗状況を審議しております。
また、取締役、執行役員で構成する「経営会議」を月2回以上開催し、重要案件の報告、協議、審議をするとともに経営層の情報の共有化を行い、月間での問題点等を機敏に対処できる体制を整えております。
監査役は3名体制で、社外監査役3名となっております。経営監視機能の強化を図るため、原則として毎月定例の監査役会を開催するほか、常勤監査役は、取締役会はもとより、その他の重要な会議に出席し、日常業務の実態把握に努めております。なお、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
さらに、当社はコンプライアンス委員会およびリスクマネジメント委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の強化を図ることを目的として、代表取締役社長、社内取締役で構成され、原則として年に4回開催しますが、重大な法令違反を発見した場合など必要に応じ委員会を開催し、協議のうえ適切な対策を講ずることとしております。リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの強化を図ることも目的として、代表取締役社長、社内取締役、執行役員で構成され、原則として年に2回開催し、リスクに関する重要事項を協議するとともに対応策の推進および統括を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度を導入し、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高めております。
また、社外取締役を2名体制とし、取締役会において第三者的な観点から助言・意見することで経営監視機能の強化に努めることにより、コーポレートガバナンスの有効性を担保できるものと考えております。さらに、監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携して実効性の高い監査を行っているほか、社外監査役が、取締役会による意思決定の健全性、適正性に関し、それぞれの専門分野から第三者的な視点に基づき意見を述べ、経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早く発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を考慮し開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主に議決権を行使していただくために、電磁的方法による議決権行使についても、今後検討すべき課題と考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上のIRサイトで積極的な情報開示に努めてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて機関投資家への訪問を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算情報、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：経営管理部 担当役員：取締役上席執行役員　経営管理部長　岡澤 智	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社が経営理念や社是に基づいて企業活動を行っていくうえで、会社及び役員・従業員が遵守すべき規範を定めた企業倫理規範において、あらゆるステークホルダーからの信頼を得るため、個人情報、プライバシー情報の保護等に努める旨を規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	企業倫理規範において、当社は限りある資源や自然を大切にし、環境負荷の低減を図るため、公害の防止はもとより省資源、省エネルギー、廃棄物の再資源化等に積極的に取り組む旨を、また、環境方針においては、地域環境に感謝し、自然と文明の共生を目指し、全員参加のもと地球環境の保全及び改善に取り組む旨を宣言しております。さらに、地域住民が主催する清掃活動に積極的に参加する等、地域社会との密接な連携と協調を図り、地域社会の活性化、芸術文化の発展等に寄与しております。 また、2014年12月4日に国際的なFSC（Forest Stewardship Council：森林管理協議会）が認証しているFSC認証（COC認証）を取得し、適切な森林管理に賛助し、環境保護活動に関与しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理規範において、あらゆるステークホルダーからの信頼を得るために、公正な企業情報開示及び積極的なIR活動に努める旨を規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンスに基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、財務報告の信頼性を確保するため、適正かつ効率的な内部統制システムを構築し、事業活動の健全かつ持続的な発展を実現すべく全ての役員・従業員が一丸となりその適正な整備及び運用に努め、経営理念を規範として以下の方針に基づき行動することを宣言し、取締役会において次のとおり決議しております。

「内部統制システムの基本方針」

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社は、社会規範・道徳・良心そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営を行う。

b．当社の役員は、この実践のため品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程に従い、阿波製紙グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。

(2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

b．阿波製紙グループの役員・使用人は阿波製紙グループ各社における重大な法令違反を発見した場合は、代表取締役、監査役、総務部担当役員または内部監査室に報告するものとする。総務部担当役員または内部監査室は、当該報告された事実についての調査を行い、コンプライアンス委員会による協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。

(4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。

b．組織横断的リスク状況の監視・全社的対応は総務部を主管部署とし、経営管理部他関連部署と連携して行う。

c．各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務権限に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

b．代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、稟議規程、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

c．取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

b．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の事業状況、財務状況、その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づける。

c．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は経営管理部を主管部署とし、海外事業関連部署と連携してグループ会社の運営・財産・損益に多大な影響を及ぼす事象が発生していないか定期的にモニタリングを行う。

d．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は3事業年度を期間とする連結ベースの中期経営計画及び各グループ会社ごとの年度事業計画を策定し、当該計画を具体化するため、当社において進捗状況の管理を行う。

e．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はグループ会社へ取締役を派遣し、業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、阿波製紙グループ各社に対する内部監査の実施または統括を行う。監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

a．監査役の職務を補助する者として、必要に応じて、当社の使用人から監査役付を配置する。

b．監査役付の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の人事に関する事項の決定は、監査役の同意を必要とする。

c．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。

(8) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

a．代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況、内部統制システムの整備・運用状況の報告を行う。

b．取締役、執行役員及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または監査役が阿波製紙グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(9) 子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

a．当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

b．当社の内部監査室及び総務部は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンスの現状について報告する。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告に関連する部署の担当者に対し、対応上必要な場合を除き通報者・通報事項・調査内容等を他に一切開示しないこと及び違反した場合の就業規則上の処分について周知徹底を図る。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求した場合は、当社は監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、その費用を負担する。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役の半数以上は社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な監査が実施できる体制とする。

b. 監査役と代表取締役との間で定期的な意見交換を行う。
c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。

(13) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

(14) 反社会的勢力排除に向けた体制

a. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を持たない経営姿勢を堅持する。
b. 反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携のもと、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を持たないことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、コンプライアンス統括部門を総務部とし、反社会的勢力排除の徹底を任務とする、コンプライアンス委員会を設置しております。また、各部門長をコンプライアンス責任者、また、各部門にコンプライアンス担当者を置き、反社会的勢力排除の徹底を含むコンプライアンスの周知に努めております。

b. 外部の専門機関との連携状況

徳島県警察本部・所轄の警察署、また、公益財団法人徳島県暴力追放県民センター及び徳島県企業防衛連絡協議会を通じ、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

c. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

「反社会的勢力調査マニュアル」により、新規取引先に対しては取引開始時に、既存取引先については1年毎に、日経テレコン21、Google検索等による記事検索及び必要に応じて企業信用調査機関による信用調査を利用し、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。

d. 対応マニュアルの整備状況

「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、取引をしない、また利用しないこと(排除)を徹底し、組織として対応しております。企業倫理規範においても、反社会的勢力と一切関係を持たない旨を定めており、社内組織への周知徹底と定着化に向けて尽力しております。

e. 研修活動の実施状況

新入社員研修や、定期的な社内研修の開催、また警察関係者を講師に招き、反社会的勢力に対する基本的対応について研修会を開催する等、平素の準備から有事までの対応について従業員への周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

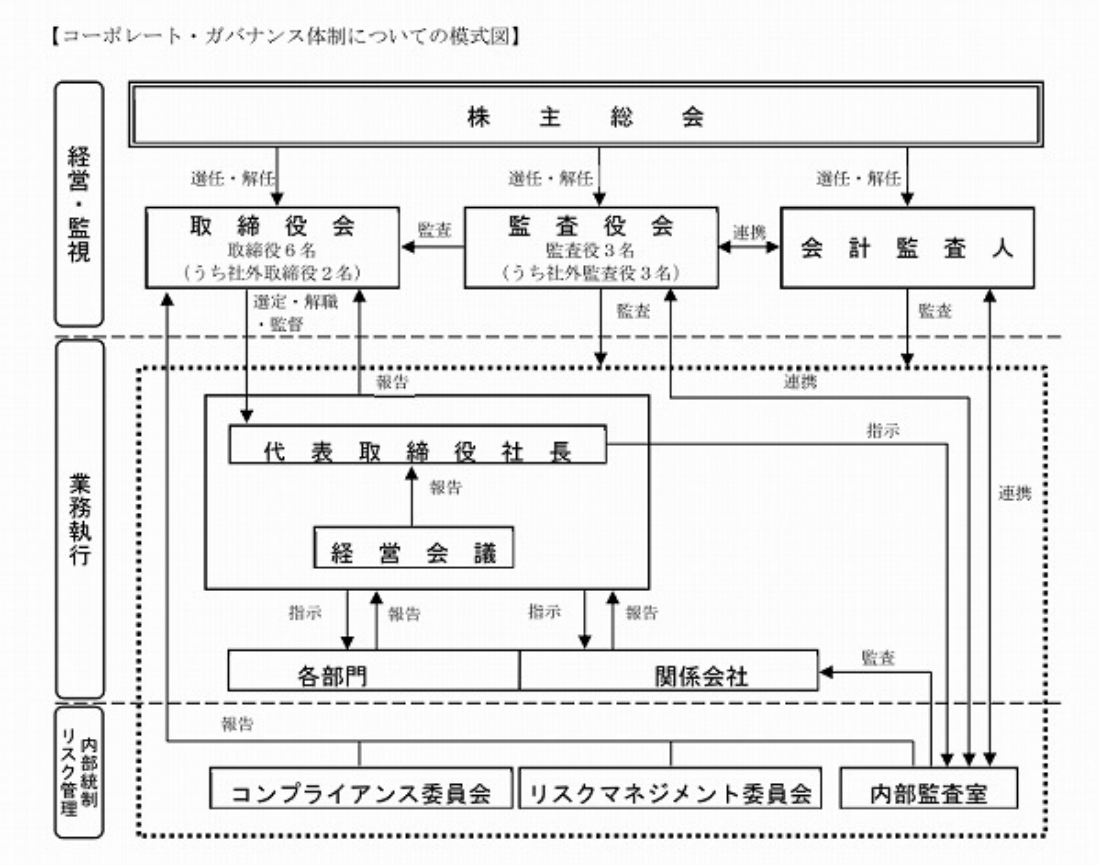
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

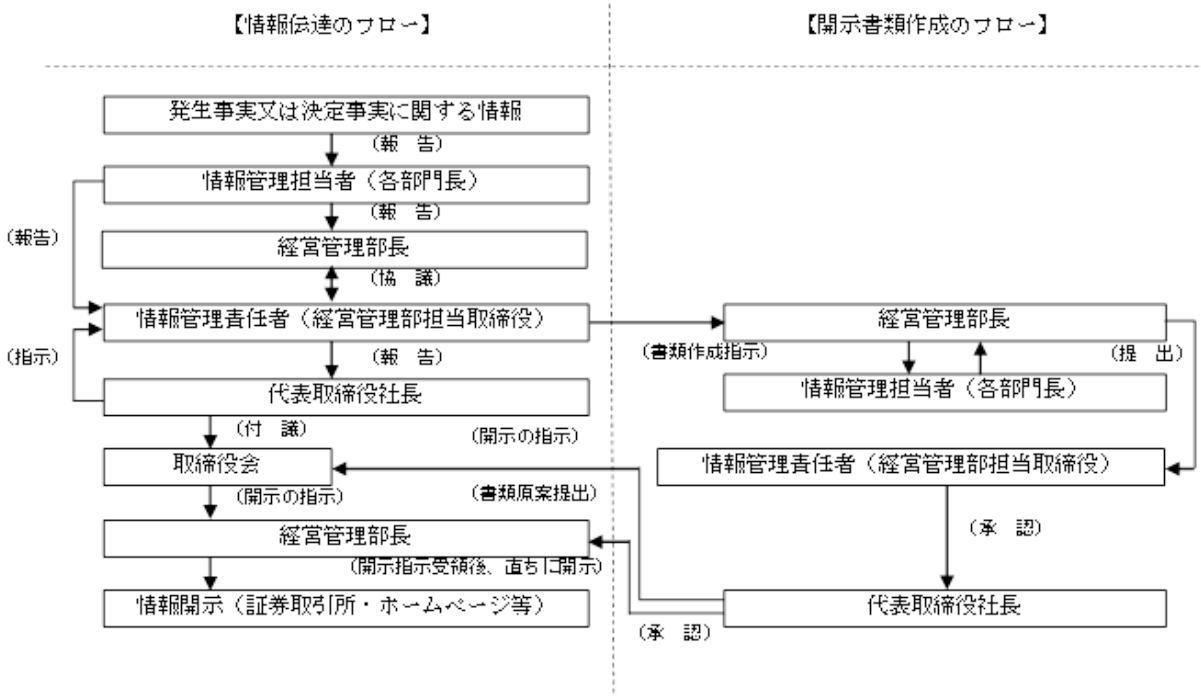
―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート･ガバナンス体制についての模式図及び適時開示体制の概要（模式図）は以下のとおりです。



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上